

五島市監査委員公表第5号

平成25年8月16日に提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を公表する。

平成25年10月11日

五島市監査委員 木戸庄吾

五島市監査委員 中村康弘

第1 請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成25年8月16日(同年9月3日補正書提出)

3 請求の要旨

請求書に記載されている事項、これに添付された事実を証する書面及び請求人の陳述によると、請求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求の対象行為及び当該行為が違法又は不当であることの理由

ア 五島食肉センター大規模改修事業(以下「改修事業」という。)については、人口減少加速により税収増の見込み無しの状況で、過多の税金投入は無謀であり、税収増、畜産業者収入増、雇用増等の費用対効果の周知なしで議会がすすめられ、市民の負託に応えられない思慮不足が原因で、税金13億余円が市民総意に反して使われようとしており、多額の損害を市民は被ろうとしている。

平成25年8月7日開催の改修事業に関する経過説明会においては、一般財源総事業費474,879千円、補助対象額109,494千円、補助対象外365,385千円についての費用対効果の説明がなく、市一般財源から使う必然性を見出せない。従って不当であり、市民が被ろうとしている損害額は、365,385千円に相当するものである。

イ 改修事業に伴う契約済みの五島食肉センター大規模改修工事(以下「改修工事」という。)設計管理業務委託による損害賠償金については、市議会の要望「地元業者の育成」に応えていない不当性に起因する。応えていれば地元業者の入札価格51,980千円で決定されるべきであり、A社の91,070千円との差額39,090千円が損害賠償金額である。

ウ 改修事業に伴う食肉販売業者等の被害については、事業化検討開始から4ヶ月半余経過後に業務休止通知は異常であり、食肉販売業者の営業に支障をきたしている。食肉販売業者の中には、小型の冷蔵庫しかなく多量に仕入れることができず、五島食肉センター休止以前と比べ販売低下を余儀なくされている業者がいる。

平成25年7月16日付け市長からの通知書によって、2週間の短期間で仕入れルート変更に対応しなければならなかったことに加えて、同年8月1日の五島食肉センター休止後、仕入れ量が減り約11店舗は売上げ2割減の状況に陥っている。また、岐宿の養豚業者は、市外へ輸送中の豚を船中で死なす損害を被っているとのことであり、引いては損害賠償が生じ市の損害となる。

エ 31年間の人口の推移と食肉需要と価格動向を分析し、人口減少化の将来を見据え採算性に合うB社の存在意義を糺すべきであり、交付金で増改築を実現し、

維持管理費が膨大なものになれば負の財産となり、市に損害を与えることになる。

(2) 監査委員に求める措置の内容

市長に対して次のように勧告するよう求める。

ア 改修事業を即刻大幅縮小し、市内業者の手ですすめること。

イ 改修事業に伴う契約済みの改修工事設計管理業務委託による損害賠償金全額は、課長職含め副市長、市長そして市議会議員議長始め全議員により年俸給付額による割合配分をもって弁償すること。

ウ 市は、食肉販売業者の販売低下の被害について全販売業者を調査し、被害業者には相応の対処を施すこと。

エ 食肉販売業者の五島食肉センター8ヶ月間休止による営業被害調査の結果、その被害額全額を課長職含め副市長、市長そして市議会議員議長始め全議員により年俸給付額による割合配分をもって弁償すること。

オ 現在のB社の存在意義を31年間で振り返って糺すとともに、市民に公表すべきであり、市民にとって最も合理的で納得できる方向性を見出すべく早急に諮問機関を創設すること。

カ 副市長と市議会議員及び経済土木委員会委員長の計3名の罷免を実行すること。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象機関及び部局

(1) 監査対象機関 市長

(2) 監査対象部局 農業振興課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成25年9月24日に請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人は、新たな証拠を提出しないで陳述を行った。その際、同条第7項の規定により、関係職員が立ち会った。

3 関係職員の陳述及び調査

(1) 関係職員の陳述

平成25年9月24日に、次に掲げる関係職員から陳述の聴取を行った。その際、地方自治法第242条第7項の規定により、請求人が立ち会った。

農業振興課 農業振興課長

畜産・鳥獣対策班係長

(2) 書面調査

平成25年9月6日に市長に対して関係書類の提出を求め、書面調査を行った。

(3) 実地調査

平成25年9月26日に、次に掲げる施設について、関係職員立会いのもと実地調査を行った。

五島市吉久木町938番地 五島食肉センター

(4) 関係職員の調査

平成25年9月27日に、次に掲げる関係職員から事情聴取を行った。

農業振興課 農業振興課長

畜産・鳥獣対策班係長

4 関係人の調査

平成25年10月2日に、次に掲げる関係人から事情聴取を行った。

B社 取締役

元センター長

C社 畜産部長

5 監査対象事項

請求書に記載されている事項、これに添付された事実を証する書面及び請求人の陳述の内容から、市長が平成25年6月14日付けで改修工事設計監理委託業務契約(以下「本件委託契約」という。)を締結したのは、違法又は不当な財務会計上の行為に当たるといえるかを監査の対象とした。

なお、請求書に記載されている事項のうち次に掲げる事項については、地方自治法第242条に規定する要件を満たしていないものと判断するので、監査の対象とはしなかった。

ア 改修事業については、市民の負託に答えられない思慮不足が原因で、税金13億余円が市民総意に反して使われようとしており、多額の損害を市は被ろうとしているという主張について(第1の3の(1)のア)

請求人の主張が、地方自治法第242条に規定する要件を満たしているかについて検討する。

判例によると「厳しい町財政下にあつて、町民交流拠点施設の設計者を選定するための設計競技において比較的高額な概算事業費を示していた甲案を採用したこと、更には多額の費用負担を伴う本件事業を実施すること自体を違法視し、これを阻止すべく提起されたものと考えられるが、住民訴訟の判断の対象となるのは、飽くまでも具体的な財務会計法規上の義務違反の有無であり、このようなものとして構成、認定することができない以上、予算の配分の問題は、基本的には住民の代表で構成される地方議会の了承を前提とした行政の裁量に属するというべきである(名古屋地方裁判所平成15年10月30日民事第9部判決)」とされているところ、請求人は、人口減少加速により税収増の見込み無しで、過

多の税金投入は無謀であり、市民が被ろうとしている損害額は、一般財源補助対象外 365,385 千円に相当するものであると主張しているのであるから、具体的な財務会計法規上の義務違反が認められず、予算の配分の問題であり市に損害は生じていない。

イ 改修事業に伴い食肉販売業者等が損害を被っているとのことであり、引いては損害賠償が生じ市の損害となるという主張について（第1の3の(1)のウ）

請求人の主張が、地方自治法第242条に規定する要件を満たしているかについて検討する。

判例によると「利用者等は、市と継続的契約関係になく、本件と畜場を事実上独占的に使用していたにとどまるのであるから、利用者等がこれにより享受してきた利益は、基本的には本件と畜場が公共の用に供されたことの反射的利益にとどまるものと考えられる。そして、前記事実関係等によれば、本件と畜場は、と畜場法施行令の改正等に伴い必要となる施設の新築が実現困難であるためにやむなく廃止されたのであり、そのことによる不利益は住民が等しく受忍すべきものであるから、利用者等が本件と畜場を利用し得なくなったという不利益は、憲法29条3項による損失補償を要する特別の犠牲には当たらないというべきである（最高裁判所平成22年2月23日第三小法廷判決）」とされているところ、五島食肉センターは、消費者へのより安心、安全な食肉の提供及び畜産業の振興を目的とし、老朽化及び現行の衛生基準への対応等のために改修事業を行うもので、やむなく業務休止されたものであり、そのことによる食肉販売業者等の不利益は住民が等しく受忍すべきものであるから、請求人の主張は、損失補償を要する特別の犠牲には当たらない。したがって、市に損害が生じることはない。

ウ 改修事業に伴い五島食肉センターの維持管理費が膨大なものになれば負の財産となり、市に損害を与えることになるという主張について（第1の3の(1)のエ）

請求人の主張が、地方自治法第242条に規定する要件を満たしているかについて検討する。

地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求は、違法若しくは不当な公金の支出があると認めるときなどに行うことができるものであるが、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合も含まれるものである。同項に規定する「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」とは、当該行為がなされるおそれが存する場合において、単にその可能性が漠然と存在するというだけでなく、その可能性、危険性等が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合と解され、例えば議会の議決により当該行為に関する予算措置が講じられた場合や公金の支出を伴う契約が締結された場合などがこれに当たるとされているところ、請求人の主張は、予算措置

もされていない状況であることから、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合に該当するとは認められない。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には理由がないと認め、棄却する。ただし、別記のとおり意見を付す。

以下、その理由を述べる。

1 事実関係の確認

監査対象事項について調査した結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 五島食肉センター施設概要

ア 所在地 五島市吉久木町938番地

イ 建設年度 昭和56年9月30日竣工、供用開始

ウ 施設規模 食肉処理施設、汚水処理施設、汚物保管庫

エ 処理能力 牛12頭/日、豚114頭/日

豚換算162頭/日（牛12頭/日×4＋豚114頭/日）

※豚換算は、牛1頭を豚4頭で換算している。

オ 管理状況

(ア) 指定管理者による管理（地方自治法第244条の2第3項）

(イ) 指定管理者 株式会社JAごとう食肉センター

(ウ) 指定期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

(2) 五島食肉センターの役割について

肉畜の流通が地域の自給的な形態から全国的規模の広域流通へと変わるのに伴い、食肉処理施設の役割も大きく変化した。広域化により産地では、と畜、解体に加えカット処理を行い、部分肉として大消費地に輸送する形態が進展していることから、産地食肉センターは、生産と全国の消費地を結ぶ「要」となっており、食肉の安定的な供給と畜産振興を図る上で重要な役割を果たしている。これからの食肉センターは、単なると畜、解体、処理にとどまらず、消費者ニーズに対応した新鮮・安全・安心という産地の顔が見える食肉の供給と、高度な衛生的処理が強く求められている状況にある。

このような中で、五島食肉センターは、産地食肉センターとしての性格を有し、次の機能を担っている。

ア 地域内で肉畜を処理することで、生体の輸送中の事故、輸送費が軽減され、畜産の振興に寄与している。

イ 地域内で食肉処理されることで、消費者にとっては、新鮮で安価な食肉が安定して供給されている。

ウ 畜産農家段階では、生産した家畜の肉質を把握することで、肥育段階での飼

養・管理技術の改善に役立ったり、購買者・消費者の求める食肉のあり方を把握できるなど、生産者・流通関係者、畜産関係者等の「研修」の場となっている。

また、食肉取引の状況は、市内消費者への食肉供給に加えて、佐世保、上五島、長崎及び福岡へ出荷されている。平成24年度の年間処理頭数の実績は、別表のとおり牛487頭（島内生産肉牛の100%）、豚13,468頭（島内生産肉豚の43%）、豚換算15,416頭（牛1頭を豚4頭で換算している。）で稼働率50.6%（豚換算15,416頭／（処理能力豚換算162頭×実稼働日数188日）×100）となっている。

(3) 五島食肉センターの整備について

と畜場法が改正され、食肉の衛生的な処理基準となる「食肉流通合理化を図るためのガイドライン」に適合するよう食肉センターの改善整備が必要となっており、食肉処理施設は、と畜・解体を行うと畜場としてのみの役割だけでなく、牛・豚の処理ラインを完全に分離し、部分肉処理まで一貫した処理を行う総合的な産地食肉センターとしての機能が求められている。そこで、現況の食品安全基本法に対応するための施設整備を行い、消費者、食肉関連者、行政が連携して生産から消費までのあらゆる段階における食品の安全・安心の確保に取り組むとともに、安全・安心で信頼できる食肉の安定供給と有利販売を行うため、老朽化が課題となっている五島食肉センターの衛生対策の充実強化を図る観点から施設の大規模改修並びに牛・豚処理ラインの完全分離のための施設の増設並びに汚水処理施設等の附帯施設までの一体的な整備を実施するものである。

(4) 本件委託契約の内容について

ア 契約金額 95,623,500円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額4,553,500円）

イ 契約年月日 平成25年6月14日

ウ 履行期間 平成25年6月14日から平成26年3月27日まで

エ 受注者 株式会社大建設計福岡事務所

オ 契約方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）及び第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき。）の規定による随意契約

カ 業務概要 基本設計業務一式、実施設計業務一式、監理業務一式

(5) 本件委託契約の支払いについて

支出負担行為日 平成25年6月14日

(6) 本件委託契約の経緯について

ア 平成25年4月23日開催の五島市議会経済土木委員会協議会で「食肉センター改築について」が協議され、議員から「建築業者とか設計業者、(中略)できれば島内の業者でやってもらいたいという1つの希望がございます。」との要望があった。

イ 平成25年5月27日開催の平成25年第3回五島市議会臨時会で改修工事設計監理委託料等の補正予算が審議され可決された。

ウ 平成25年5月27日起工伺の決裁を受けた。

エ 平成25年5月29日見積徴取伺の決裁を受け、8業者に見積書の提出依頼を通知した。

オ 平成25年5月31日2業者から見積辞退届が提出された。

カ 平成25年6月3日5業者から見積書が、1業者から見積辞退届が提出された。

キ 平成25年6月7日から同月12日まで見積に係る調査を行った。

ク 平成25年6月10日2業者(同月3日見積書提出業者)から見積辞退届が提出された。

ケ 平成25年6月12日落札者決定伺の決裁を受けた。

(ア) 予定価格 96,030,000円(税抜き)

(イ) 落札金額 91,070,000円(税抜き)

(ウ) 落札率 94.8%

(エ) 最低価格見積者以外の者を落札者とした理由

専門的な知識、経験を持って短期間のうちに設計を仕上げ、かつ年度末までに全ての工事を竣工させるための監理を行う必要があることから、多数の業種毎の職員を要し、かつと畜場、食肉センター施設の建設、改修の実績があること。

コ 平成25年6月14日契約を締結した。

2 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のように判断した。

(1) 市長が最低価格見積者以外の者と本件委託契約を締結したのは、違法又は不当であるという主張について

本件委託契約が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するか検討する。

本件委託契約の根拠条項とされている地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に掲げる「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の

締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いが無いが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項1号（現行2号）に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当であるとされている（最高裁判所昭和62年3月20日第二小法廷判決）。

そこで、本件委託契約に合理的な裁量判断がなされたかを検討する。

市長が、改修工事設計監理委託業務の技術等を考慮した場合、当該改修工事の十分な設計監理能力及び履行能力等が要求されることから、食肉センターの設計監理業務の実績のある者と契約し、当該改修工事の質的履行を確保するという裁量判断が、著しく合理性に欠けるものであるとは認められない。

したがって、本件委託契約を締結したことが違法又は不当であるということはいえない。

(2) 本件委託契約締結による損害賠償金について

本件委託契約は、地方自治法施行令及び五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）の規定により締結され、現在業務が履行中であり、契約代金は支払われていない。履行期間については、平成26年3月27日までとなっている。

ところで、地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求は、違法若しくは不当な公金の支出があると認めるときなどに行うことができるものであるが、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合も含まれるものである。

そこで、このことについて検討する。

本件委託契約も住民監査請求の対象になりうるが、(1)のとおり、契約自体に瑕疵

がない以上、地方自治法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）に該当するとは認められない。

したがって、本件委託契約締結による市の損害は生じていない。

(3) 結論

以上のとおり、市長が本件委託契約を締結したのは違法又は不当な契約の締結に当たるといえるかなどについて検討したが、本件委託契約が違法又は不当であるということはできず、市に損害も生じていないことから、いずれも請求人の主張には理由がないと判断した。

ただし、本件の監査を行った中で、随意契約の事務については是正すべき事項が認められたので、次のとおり意見を付す。

意見

1 随意契約事務について

- (1) 最低価格見積者以外の者を落札者としたことが、請求人に不適切な事務処理との疑念を抱かせ、市においては、緊急の必要があったにもかかわらず6日間の見積に係る調査が必要となっていることから、再びこのような事態が発生しないよう見積業者の選定条件の審査を見積書徴取前に行うなど、更なる契約事務の厳正な執行に努められたい。
- (2) 随意契約については、その理由の妥当性及び選定業者等を審査する機能をもった組織体制作りに取り組まれたい。

参考

(職員措置請求書)

請求の要旨

平成25年8月7日の「五島食肉センター大規模改修事業に関する経過説明会」を聴いて本事業が不当であることが判明しました。

原因は、市長始め副市長・農業振興課課長そして市議会議長・経済土木委員会委員長の思慮不足に全て起因されるものである。特に市民の代表である市議会議長は本件に派生しうる諸問題の蓋然性を全く認識していない。

議長としての能力不足による問題の具現化は否定できない。経済土木委員会委員長にいたっても同様である。

市民の負託に応えられない思慮不足が原因で税金 13 億余円が市民総意に反して使われようとしており、多額の損害を市民は被ろうとしている。

その責任は非常に重い。

責任究明を兼ねて監査請求致します。

尚、要旨を構成する資料として、別紙 11 枚の書類を添付します。

(事実証明書)

- 1 監査請求関連書類 計 10 枚
- 2 問題の概要と改善要求 (㊟-1)
 - A)・B) (省略)
 - C) 問題
 - ①費用対効果 (税込増、畜産業者収入増、雇用増等) の周知なしで議会がすすめられている。
 - ②市議会の要望「地元業者の育成」に応えていない。
 - ③無計画性により、いきなり同センター勤労者 2 2 名が 8 月 1 日付で解雇されている。
 - ④食肉販売業者の営業に支障をきたしている。
事業化検討開始から 4 ヶ月半余経過後に事業休止通知は異常である。
 - D) 改善要求
人口減少加速により税込増の見込み無しの状況で、過多の税金投入は無謀である。
五島市民の総意に反する事業であり即刻大幅縮少し市内業者の手ですすめることを要求します。
- 3 五島食肉センター大規模改修事業に関する経過説明会 (㊟-2、㊟-3)
- 4 五島食肉センターの大規模改修に係る業務の一部休止について (㊟-4)
- 5 主の事業内容【個別表】(㊟-5)
- 6 五島食肉センター大規模改修工事設計管理業務委託契約に係る落札者の決定について (㊟-6)

7 見積最低価格者を落札者とししない理由 (㊟-7)

8 見積結果表 (㊟-8)

9 緊急対応策要求3点 (㊟-9)

①B社勤労者22名解雇について

その後の数名がC社組合長の計いで就職されているが残りの方々について市は早急に対応すべきである。結果報告要。

②食肉販売業者の中には、小型の冷蔵庫しかなく多量に仕入れることができず、センター休止以前と比べ販売低下を余儀なくされている業者が居る。市は全販売業者を調査し被害業者には相応の対処を施すべきである。結果報告要。

③現在のB社の存在意義を31年間を振り返って糺すべきである。市民にとって最も合理的で納得できる方向性を見い出すべく、早急に諮問機関の創設を市長に要求します。回答要。

10 弁償と責任措置 (㊟-10)

既述の諸問題の潜在的根源(膿み)を完全除去する目的で次の3項目が実行されるよう監査請求致します。

1) 契約済みの設計管理業務委託による損害賠償金全額は課長職含め副市長・市長そして市議会議員議長始め全議員により年棒給付額による割合配分をもって弁償する。

2) 食肉販売業者の(同センター8ヶ月間休止による)営業被害調査の結果その被害額全額を上記(1)の通り弁償する。

3) 副市長と市議会議長及び経済土木委員会委員長の計3名の罷免を実行する。

尚、副市長罷免については地方自治法第88条の第1項に準じ実行されるよう御留意の程を。

(職員措置請求書の補正)

平成25年8月27日付(25五監第233号)補正通知への回答としまして平成25年9月3日付補正㊟-1と補正㊟-2(計2枚)を添附致します。

補正㊟-1

1 請求の対象について

(1) 8月16日提出資料補正㊟-3の財源状況 一般財源

項目;

総事業費 474,879 千円

補助対象額 109,494 千円

補助対象外	365,385 千円
-------	------------

についての

(8月7日説明会於)費用対効果の説明がなく、市一般財源から使う必然性を見出せない。従って不当であり市民が被ろうとしている損害額365,385千円に相当する

ものである。

- (2) 資料㊟-10(1)については市議会の要望「地元業者の育成」にできていない不当性に起因する。できていけば地元業者の入札価格 51,980 千円で決定されるべきである（資料㊟-8）。

A社の 91,070 千円との差額 39,090 千円が損害賠償金額となる。

2 市の損害について

- (1) 上記 1. の(1)の通りです。
- (2) 上記 1. の(2)の通りです。
- (3) 上記 1. の(2)の通りです。
- (4) 8月29日経済土木委員会委員長より「22名中19名がC社に復職あるいは職場変えされた。残り3名は自主的に休養をとられている」ことを知らされました。従って8月16日提出資料㊟-1項目(C)-③は消去して戴けるようお願いいたします。
- (5) 食肉販売業者の営業に支障をきたしている事実は、(富江の) D店店主E氏の言によると「7月16日付市長からの通知書によって短期間(2週間)で仕入れルート変更に対応しなければならなかったことに加えて休止(8月1日)後仕入れ量が減り約11店舗は売上げ2割減の状況に陥っている。そしてまた岐宿の養豚業者(F氏)は市外へ輸送中の豚を船中で死なす損害を被っている」とのこと。

補正㊟-2

(5)の続き

このような事実を市は調査し対応処置を講じるべきであるし、引いては損害賠償が生じ市の損害となる。

- (6) 31年間の人口の推移と食肉需要と価格動向を分析し、人口減少化の将来を見据え採算性に合うB社の存在意義を市民に公表すべきである。交付金で増改築を実現し維持管理費が膨大なものになれば負の財産となり市に損害を与えることになる。そうならない為に諮問機関の創設が必要になる。

(特定の個人を識別できるものを除き、請求書及びその補正の本文等を原文のまま掲載した。)